

地区交通指導員の派遣依頼について

1 依頼するために必要な書類

遅くとも、行事開催の 1 か月前までに次の書類を事務局（西尾市危機管理課）に提出してください。（※指導員の予定もありますので、早めの書類提出にご協力をお願いします。）

① **地区交通指導員派遣依頼書**

・最新の様式をご利用ください。

② **位置図（次の3つを明記したもの）**

- ・指導員の立ち位置
- ・本部の位置（何かあったときに相談できる人がいる場所）
- ・指導員用の駐車場

③ **行事等の内容が分かる書類**

- ・行事の詳細やタイムスケジュール等が分かるもの
- ・巡回等をする場合は、そのルート図や立ち位置の分かる図面

④ **道路使用許可証の写し(警察に道路使用許可申請書を申請した場合のみ)**

・道路において祭礼行事などを行う場合は許可が必要となります。

※申請から許可証の交付まで 7 日程かかります。ご注意ください。

2 派遣依頼する時の注意

① 駐車場の整理や車の誘導などが目的の場合は、指導員の派遣はしません。

② **派遣人数は必要最小限にしてください。**

・行事に係る人員の不足を補うための派遣依頼はご遠慮ください。

③ **指導員一人一日 4 時間を超える派遣はできません。**

・一人、1～2 時間までを基本とし、通行人が多い時間帯に限定するなど、必要最小限の時間としてください。どうしても 4 時間を超えるような場合には、交代要員が必要です。

3 その他

① 指導員は、地域から推薦される一般の方です。また、行事のスタッフではありません。交通指導以外の対応はできませんので、案内や警備員等の代わりとしての派遣依頼はご遠慮ください。

② 休憩を設けるなど、指導員の体調にもご配慮ください。

③ 事務局の判断により、行事の内容、指導場所等が不相当だと判断した場合には、修正のお願いや、派遣をお断りすることがあります。

④ 事業者のイベント等には派遣できません。また、神社等が主催するお祭りなどの場合は、地域からの派遣依頼が必要です。町内会長等の代表者が派遣依頼書を提出してください。